

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会定款（一部抜粋）

第7章 会 員

（会員）

第33条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。